

1. 県支援金（酒類販売事業者枠）について

Q1 どのような制度でしょうか？

A1 本年5月、6月にかけて実施された緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置により、酒類の提供停止を伴う時短要請に応じた飲食店と取引があり、甚大な影響を受けた県内酒類販売事業者の事業継続を支援する。石川県は、5月分または6月分、あるいは両月分ともに「国の月次支援金」の支給を受けた酒類販売事業者に対し、県が独自に上乘せ給付するもの。

Q2 対象者は？

A2 以下のすべてに合致する酒類販売事業者が対象となります。（酒類販売事業者：酒税法に規定する酒類の製造免許又は酒類の販売業免許を受けているもの）

(1) 国の月次支援金を受給した事業者

5月分または6月分、あるいは両月分ともに国の月次支援金を受けていることが申請要件となります。

※国の月次支援金は売上50%以上減少等の要件がありますので詳細はHPをご覧ください。

(2) 確定申告の納税地が石川県内の事業者

法人の場合は法人税、個人事業主の場合は所得税の納税地が石川県内の事業者に限ります。納税地は以下の①～③で確認してください。

- ① 法人の場合、法人税確定申告書別表一に記載された納税地
- ② 個人事業主（青色申告）の場合、所得税の青色申告決算書に記載された代表者住所
- ③ 個人事業主（白色申告）の場合、所得税の収支内訳書に記載された代表者住所

(3) 酒類の提供停止を伴う時短要請等に応じた金沢市等（※1）の飲食店（※2）と2019年及び2020年の対象月（5月・6月）に複数回の取引（※3）があること。

※1：「金沢市等」とは、緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置区域に指定され、自治体からの酒類の提供停止を伴う休業要請、時短要請があった地域。

具体的には、県内であれば金沢市のみ、県外であれば東京都や大阪府等です。

※2：「飲食店」とは、食品衛生法に基づく飲食店の許可を受けている店舗。

※3：「複数回の取引」とは、月次支援金の対象月の2019年及び2020年において複数回取引（1回の取引が事業の主たる取引の場合は1回で可）を行っており、また「取引」とは直接の飲食店との直接的な取引だけでなく、卸売業など間接的な取引を含む）

≪参考≫国の月次支援金の給付対象外の者

下記のいずれかに該当する場合は、不給付となります。

- ・ 国、法人税法別表第一に規定する公共法人
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者
- ・ 政治団体
- ・ 宗教上の組織若しくは団体
- ・ 地方公共団体による対象月における休業又は営業時間短縮の要請に伴い新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている協力金の支給対象となっている者  
※一部の店舗・事業において同協力金の支給対象となっていれば、他の店舗・事業を営んでいたとしても、給付対象外です。
- ・ 暴力団排除に関する誓約事項に反する者
- ・ 月次支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと中小企業庁長官が判断する者

Q3 中小法人等、個人事業者等の範囲は？

A3 国の月次支援金の給付対象者と同様です。

≪参考≫緊急事態宣言等の影響緩和に係る一時支援金等給付規程（月次支援金に係る条文参照）

中小法人等	資本金10億円以上の大企業を除く、中小法人等を対象とし医療法人、農業法人、NP0法人など、会社以外の法人についても幅広く対象(※) ※2021年4月1日時点において、次のいずれかを満たすことが必要です。ただし、組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又は次のいずれかを満たす法人であることが必要です。 1. 資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。 2. 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること。
個人事業主等	フリーランスを含む個人事業主が広く対象

Q4 複数の販売免許を有しているが、複数申請はできますか？

A4 本事業は、事業者単位の申請になります。

対象月について1回ずつの申請になります。

例えば、5月、6月両月とも月次支援金の対象となる場合

①国の月次支援金（5月分）受給の後に県5月分の申請し、国の月次支援金（6月分）受給の後に県6月分の申請をする。

②国の月次支援金（5月分、6月分）を受給の後に、県の5月分、6月分をまとめて申請する。この場合は1回のみ申請になります。

Q5 不支給の場合がありますか？

A5 国と同様の基準（国の月次支援金に係る給付規定）及び石川県経営持続月次支援金【酒類販売事業者支援枠】（要項の2）に該当しない方は不給付とします。このため、不給付要件に該当するが誤って国の月次支援金を受給した場合でも、県の独自の審査（県が時短要請を行った飲食店等の審査等）により不給付となります。

※国の不給付の主なもの

- ・ 地方公共団体による休業又は時短営業の要請に伴う協力金（注）の支給対象となっている事業者（飲食店、大規模施設やそのテナント等）（支給対象となっていれば協力金の受給に関わらず対象外）（注）新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金によるもの
- ・ 公共法人、宗教法人、風営法上の性風俗関連特殊営業を行う事業者
- ・ 暴力団排除に関する誓約事項に反する者 など

Q6 県支援金を受給後に、国の月次支援金が返還となった場合、県支援金も返還する必要がありますか。

A6 国の月次支援金が不正受給と判断され、返還を請求された場合は、県支援金（酒販枠）も同様に返還を求めます。

また、返還の納期日までに返金しないときは、支援金の返金とともに、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じた延滞金（支援金の額に年10.95%の割合で計算した額）の支払いを求めることとなります。

Q7 不正に支援金を受けとった場合、罰則などはありますか？

A7 （国の月次支援金が不正受給と判断され、返還を請求された場合は、県支援金（酒販枠）も同様に返還を求めます。また、県支援金（酒販枠）の給付後、申請内容に虚偽が明らかになった場合も同様に返還を求めることがあります。）虚偽内容が特に重大または悪質な場合には、事業者名の公表、刑事告発等を行う可能性もありますのでご注意ください。

（また、返還の納期日までに返金しないときは、支援金の返金とともに、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じた延滞金（支援金の額に年10.95%の割合で計算した額）の支払いを求めることとなります。）

Q8 創業後間もない事業者は申請できますか？

A8 国の月次支援金の「新規開業特例」に該当した方は、申請できます。  
（新規開業時期は、2019年・2020年、2021年1～3月が対象）

Q9 事業終了を考えていますが、その場合でも申請できますか？

A9 国の月次支援金と同様、事業の継続を支援するものであることから、申請できません。  
(国の月次支援金では、宣誓事項に事業の継続・立て直しのための取組を継続的に行うこととなっており、具体的な取組についてのアンケート記入が求められます。)

Q10 酒類の提供停止を伴う時短要請に応じた飲食店であることをどうやって確認すればよいか。

A10 取引先の飲食店に、確認をお願いいたします。

- ①酒類の提供停止を伴う時短要請が(都道府県知事から)あった地域内の店舗であること。
- ②酒類の提供停止を伴う時短要請に協力したこと。

Q11 (酒類の提供停止を伴う時短要請があった地域内の店舗であるが、)時短営業せずに酒類提供の自粛のみに応じた店舗との取引については、対象となるのか。

A11 もともとランチタイム営業など要請時間内の営業のため、時短営業していないが、酒類提供の自粛に応じた店舗との取引は、対象になります。

Q12 県支援金(酒類販売事業者枠)はいくら給付されますか。

A12 (酒類販売事業者枠では、)5月・6月分の国の月次支援金と同額が給付されます。  
1月当たり最大で中小企業等20万円、個人事業主10万円が給付され、5月・6月の2カ月分として最大で中小企業等40万円、個人事業主20万円が給付されます。

また、一般枠では、5月・6月分の国の月次支援金の半額が給付されます。1月当たり最大で中小企業等10万円、個人事業主5万円が給付され、5月・6月の2カ月分として最大で中小企業等20万円、個人事業主10万円が給付されます。詳しくは、一般枠の申請要項をご確認ください。

Q13 国の月次支援金の対象外(県支援金も同様)となる「石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金」の支給対象となっている者とは具体的にどのような事業者ですか。

A13 営業時間短縮要請を行った県内全域の飲食店及び金沢市内の大規模施設及び施設内のテナントです。

例えば、食品衛生法に基づく飲食店の許可と、酒税法に基づく酒類の製造免許又は酒類の販売業免許を両方持っている方で、県協力金を支給された方は、県経営持続月次支援金の対象外となります。

《参考》県協力金の概要

「石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（第4次）」

- ・要請期間：令和3年5月12日（水）午後9時～同年6月13日（日）深夜12時
- ・要請対象地域：県内全域
- ・要請内容：飲食店営業（食品衛生法）の許可を受けている店舗の午後9時から翌午前5時（金沢市内の場合は午後8時から翌午前5時）までの営業時間短縮
- ・申請受付期間：令和3年6月14日（月）～同年8月2日（月）まで

「石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（集客施設）」

- ・要請期間：令和3年5月16日（日）午後9時～同年6月13日（日）深夜12時
- ・要請対象地域：金沢市内
- ・要請内容：金沢市内で1,000㎡を超える大規模な集客施設に対し、令和3年5月16日（日）から令和3年6月13日（日）の全期間において、午後8時から翌午前5時までの営業時間短縮
- ・申請受付期間：令和3年6月14日（月）～同年8月2日（月）まで

Q14 本社は他県にあり、県内に事業所（支社、支店等）があります。県支援金の対象になりますか？

A14 対象となりません。

Q15 国の月次支援金の受給が必須ですか（県支援金だけ受給することは可能ですか）？

A15 国の月次支援金を受給していることを必須の要件としております。

Q16 酒類販売事業者枠と一般枠のどちらを申請したらよいか？

A16 「石川県経営持続月次支援金」酒類販売事業者と一般事業者の申請フローチャートでご確認下さい。

Q17 どのような飲食店とどのような取引があれば支援金の対象となるのか？

A17 対象となる飲食店は、緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置区域に指定され、都道府県から酒類の提供停止を伴う休業要請、時短要請があった地域にある飲食店で（飲食店：食品衛生法に基づく営業許可を受けている店舗）、対象となる取引は、酒類の提供停止を伴う時短要請等に応じた金沢市等の飲食店と2019年及び2020年の対象月（5月・6月）に複数回ある取引です。（ただし、当該店舗（飲食店）が時短要請等に協力したことが前提です。）

## 2. 申請書類について

Q18 申請書類はどこで入手できますか？

A18 県支援金に関するホームページより、ダウンロードできます。

石川県経営持続月次支援金事務センター  
<https://ishikawa-shienkin.jp/keiejizoku/>

なお、商工会議所、商工会、各市町等で配布しておりますので、窓口でお受け取り下さい。  
(小売酒販組合員の方は、地区の組合でも配布しております。)

Q19 5月と6月が対象月だが、2か月分をまとめて申請することはできますか？

A19 できます。

Q20 何回でも申請できますか？

A20 対象月につき、最大で1回ずつ申請できます。

Q21 交付要件である国の月次支援金の給付通知書をなくした場合はどうしたらよいですか？

A21 給付通知書の代わりに国の月次支援金のマイページの写し(申請番号が分かる部分)をご提出ください。別途、センターより必要な書類を申請者に求めることがあります。

Q22 国の月次支援金の給付通知書が来ない場合、申請できないのですか？

A22 9月30日までは申請できませんが、10月1日以降については、国の月次支援金の申請をもって申請できます。

### 《10月申請の特例》

令和3年10月1日以降に申請する場合、国の月次支援金の受給がなくても、国へ月次支援金の申請をしている事実をもって県支援金の申請をすることができます。詳しくは申請受付要項をご確認ください。

Q23 酒類販売業免許をなくしてしまいましたが、申請できますか？

A23 酒類販売業免許や酒類製造免許等の証明書でも構いません。  
証明書の発行については、事前に、現に免許を取得している酒類販売場又は酒類製造場等の所在地の所轄税務署に電話でご相談下さい。

Q24 取引確認書類の写しについて、請求書や領収書がなく、申請書が作成した帳簿（手書き）の写しでも問題ないですか？

A24 問題ありません。

Q25 取引確認書類を貼り付けでなく、添付でもよいですか？

A25 添付でも構いません。その際は、A4 縦にして、上部の空欄に様式〇と記載下さい。

Q26 申請から給付までどのくらいかかりますか？

A26 現在、スケジュールを調整中です。給付状況は支援金ホームページでお知らせします（7月中旬には公表予定です）。

### 3. その他

Q27 県支援金の給付通知書は発行されますか？

A27 発行いたしません。申請書類の審査の結果、県支援金の支給を決定したときは、県支援金の振込をもって通知と代えさせていただきます。なお、審査により不支給となる場合は、その旨通知いたします。

Q28 国の月次支援金の申請の仕方が分かりません。教えて頂けないでしょうか？

A28 国の月次支援金の申請手続きについては、月次支援金事業コールセンターにお問い合わせ下さい。

月次支援金事務局 相談窓口

電話 0120-211-240

※IP電話等からのお問い合わせ先 03-6629-0479

なお、ご自身で電子申請を行うことが困難な方は、申請サポート会場にて電子申請の手続きのサポートを受けることもできます（サポートを受けるためには、月次支援金事務局相談窓口 TEL0120-211-240 への事前予約が必要です）。

月次支援金事務局 サポート会場

〒920-0061 石川県金沢市問屋町2-61

金沢流通会館4F

また、石川県行政書士会が無料相談会を7月から10月末まで週1回（毎週木曜日）実施しております。ご希望の場合は、事前にご予約ください。

石川県行政書士会

〒920-8203 石川県金沢市鞍月2丁目2

石川県繊維会館3階

電話 076-268-9555